

9、災害―洪水、津波、火災

寛文六年（一六六六）の大洪水 いわゆる高東、吾南の平野が、もともと仁淀川の氾濫原―自然堤防として成
立したものであってみれば、ほとんど水害は宿命でさえあった。水害はまた不作の原因になる。いま「鹿敷村庄
屋所助家記」「南路志」によれば、寛文六年（一六六六）から宝暦四年（一七五五）までの約五十年間に、左表のよう
に洪水、不作があった。もちろん仁淀川流域である。

八九	年数	洪水	不作
二一	洪水	不作	洪水の頻度
一三	不作	洪水の頻度	不作頻度
四年一回	洪水の頻度	不作頻度	
七年一回	不作頻度		

この数は信用できるものである。こうして入びとは天災に苦しみながら嘗々と働いたものである。野中兼山が鎌田井筋を建設するとともに、堤防の構築も行なったとしたが、この堤防は大洪水に対してはさほど有効ではなかったと考えられるので、単的に云えば、近代前はほとんど洪水に対して無防備であったといえるのであろう。もちろんけつして無関心であったというのではないが。

さて地検帳には、近世前における水害への顧慮を示す地名がある。「ヲロ」を冠した地名であって、新居庄、高岡村、戸波郷等に分布する。戸波郷を除けばいずれも仁淀川沿いにおいて、洪水の度に流れるおろし雑草、枯木、枯枝の集団からの名称である。「吾川郡伊野村地検帳」には「おろ給」として給地を与えられる。おそらく洪水監視―緊急避難指導等のためのものであろうか。「勝賀野次郎兵衛討死物語」「南路志」には、長宗我部氏は仁淀川沿いに堤防を築いたとあるので、水防についてもようやく顧慮が払われる段階となったのであろう。近世の展望である。もつとも前述兼山時代の堤防は霞堤式で集落を守るよりは用水路を守る点に目的があったのではと考えられるので、多くの人びとは緊急避難を中心に行動する。なるべく高所に屋敷を構え、洪水の度には荷上げをする。洪水も広い遊水地帯に氾濫するので、それほど被害はなかったであろうか。

さて近世前期最大の寛文六年（一七六六）の洪水について語ろう。「寛文雜記」に

寛文六年丙午ノ七月三日晩より雨降り四日の晩六ツ過ぎ（午後六時過）大水出る也。小同寺の座より上へ壹尺三寸上る。但し御宮へは石さしより上へ壹尺許り上る。当寺の石さしへ上れば門はたけた、ず、日下村の立毛少しもなし、皆毛捨て（年貢免除）に成る。先ず毛捨ての大将渡辺左太夫殿也、稗沢山にうづら多し。

日下村（日高村）では収穫皆無の田に稗が実り、うづらが多い惨状であった。

「土佐国群書類従拾遺」には、この洪水の土佐全域での損害数量を本藩支配分と、支藩幡多中村三万石に分け

て載せている。うち本藩の分は

七月三日、四日、十日、十一日、十五日

洪水七郡損毛流家損船死多し。

合地高五万六千六百石（反）損田

内壱万三千九百廿石（反）永荒

（一本に四万式千六百八十石（反）永荒）

合米四万石

合井・関川除九千五十一カ所

合家六千五百五十八軒流れ家、潰れ家

合船百拾九艘

合人数百拾九人流死

合牛馬六百八十式疋流死

五百六疋 馬、百七拾六疋 牛

合材木六万九千四百（本）流失

合薪四万三千六百把流失

合紙楮二千八百貫目風失

（中村三万石略）

寛文六年（一七六六）八月十六日改め。

略述に従ったが実は中村三万石の方が被害甚大であって、土佐西部を台風が北上したようである。なお右の史料から台風は二―三個続けて襲来しているようである。被害を大にしたものであろう。被害甚大に驚いた藩は、年

貢率を三分の二から六〇パーセントに引き下げるとともに、付加税を廃止し整理する等の処置をとっている。寛文改替後二年であったので、改替政権を動揺させたものと思われる。

さて土佐西部を通ったこの台風は、前述日下村(日高村)に甚大な被害を与えたので、同じ仁淀川水系であってみれば、土佐市地域各村にも激しい被害があったはずである。前述「弘岡志企」には、仁淀川渡し守の給田について、

一 地高老反拾六代式歩

右は中嶋村渡守給田の内、寛文六年(一六六六)より川成りかへ地下され候様に訴えに付き、岩崎惣兵衛上り知の内源左衛門扣地にて右のかえ地に遣され候間、甲乙無くわり合せ舟頭太兵衛に渡し候様に源左衛門に給らるべく候。以上

未(寛文七年)二月廿三日

小森喜八郎
坪内忠兵衛

下元惣右衛門殿

藤田吉右衛門殿

右の通り仰せ付けられ候間、渡し給田かへ地老反拾六代式歩甲乙無く割り合せ舟頭太兵衛へ相渡さるべく候。以上

寛文七年(一六六七)未ノ二月廿四日

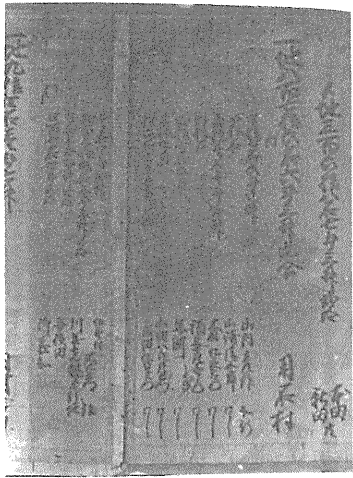
下元惣右衛門 判

藤田吉右衛門 判

中嶋庄屋

孫左衛門殿

同村岩崎惣兵衛上り知組頭



源左衛門殿

これで見ると、寛文の大洪水に中島村では田地が川成りし川原になつてることがわかる。筆者の少年時代中島と芝の間の鶴若では、堤防沿いに大きくえぐれこんだ砂地の畑があった。明治三十二年(一八九)の大洪水で前記のような川成りになつたものである。ところで「高岡郡本田新田地払帳」には、用石村に左の記事がある。

貳百三拾六石(反) 三斗三升五合 川成り先規より引き地

「高岡郡本田新田地払帳」(甲藤勇氏蔵) これを二十三年の洪水被害地が、回復不可能のままであることを示す。実に用石の地高の二七パーセントである。記録としてはこの川成りがいつどの洪水により生れたかわからない。ただ「当鑑通宝集」によれば、慶安三年(一六五)戸波郷浅井村では本田を潰して新川を開き、その部分が川成九反余となつてゐることもあり、この川成も「波介川沿革史」のいう波介川改修の結果かも知れないが、おそらく上記寛文の大洪水の結果とすることができよう。もちろん地検帳には川成り荒地はない。以後のものである。なお後述するが、出間村年寄林蔵「万日記帳」「明神家文書」には、「波介川尻堀りかえ前々より願ひ候処、天保貳年(一八三)卯年四月用石古川の通り堀り明け仰せ付けられ候」とある。右の「用石古川」が前述二十町六反の川成りであり、内堤とよばれた小霞堤が宮崎から用水治いに森の前に伸びて洪水を防ぐほか、その後洪水の度の乱流に任せ復旧することなく幕末を迎え、ついに現在の波介川尻に固定されることになる(1)。

その点について、地検帳の用石村の屋敷分布と現在のそれを比較することは有意義である。用石村の屋敷は

地検帳によれば、ほとんど北山の東端部宮崎から南に向って森の東方に伸びていた。これは仁淀川の右岸自然堤防であって、現在の県道沿いよりも高く、洪水のない時はよい屋敷地であった。ここにあった初田、野尻を除く約八十屋敷のうち六十屋敷はその後忽然と消えたのであって、屋敷ばかりでなく切り図の上の小字―ホノギも約十五消えている。それこそ壊滅的な洪水が襲来したことに疑問はない。

地検帳当時の屋敷は、洪水の後西方山麓に移ったものであって、地検帳当時は万願寺、森に八屋敷、大谷に一屋敷あるほかは屋敷はない。「土佐州郡志」には用石村大谷に「戸凡そ十二」とある。洪水後約五十年で集落の移転が進んでいる。屋敷を山麓に構えるには、石垣等多くの困難があった。改めて水害の恐怖を知ることができよう。

さて筆者はあまりに用石のことに筆をさき過ぎたかもわからない。新居村についても実はまったく同じ集落の移動がある。地検帳に示された新居村の屋敷分布は、池浦、立石をのぞけば用石同様仁淀川右岸自然堤防の微高地形で、大体切り図で言えば十文字の渡しに接する「ヲロノ内」から善願寺の東南「セセラギ」、「タノヤシキ」にかけてが主であった。ここでも六十以上の屋敷が消える。弘岡、吉田あるいは浜辺の砂丘地の南洲等への移動が行なわれたのであろう。伝説によれば新居村はかつて水没した。その時かすかに水面に出たところがあったので、人びとはそこに屋敷を構えた。それが甫洲であったという。海岸砂丘は内陸平野よりも高い。地検帳によれば立石八幡宮の若宮神田から東には一屋敷もない。さかんに「新ヒラキ」、「スナ(砂)ヒラキ」と開拓の進行を示しているほか

同しノ下ホウフチ 同

一、巻反 出拾三代 同し(近沢孫市)給 中

右の「ホウフチ」がやがて新田開拓、沿岸漁業発達とともに、洪水に追われた人を集め宝永の津波にもたえて大きな集落となったものである。

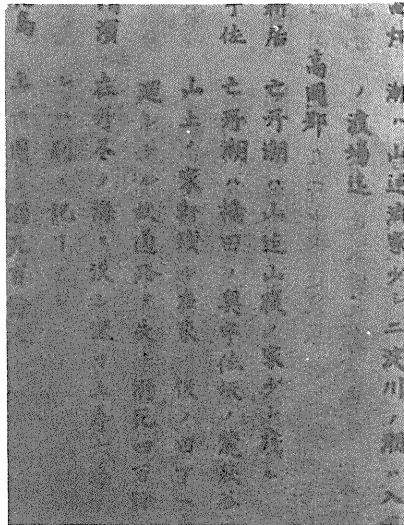
宝永四年(1707)の津波 土佐―高知県近世以後の大地震―津波は左表の通りである。

年 代	慶長九(一六四)	宝永四(一七〇七)	安政元(一八五)	昭和二一(一九四六)
地震津波名称	慶長地震津波	宝永地震津波	安政地震津波	南海地震津波

慶長地震については奥宮正明の「谷陵記」に、被害状況の数字―溺死人―がある。室戸岬以東―阿波方面にかけて甚大のようである。記録者は崎浜(東洋町)の僧暁印と云うので、あるいは室戸岬以西は落したかもわからないが、とにかく土佐市地域については伝えるものはない。

宝永四年(一七〇七)十月四日の地震津波については、前記「谷陵記」に詳細である。うち土佐市地域の分を抄出しよう。

仁淀川の潮八田村の渡場迫、新居亡所。潮は山迫、山腹の家少し残る。宇佐亡所、潮は橋田の奥、宇佐坂の麓、萩谷口迫、山上の家一軒残る。在家の後の田丁へ先ず潮廻しける故、通路を失なひ溺死四百余人、渭浜在所悉く海に没し、深さ五尋六尋あるなれば別に記事なし。福島上に同じ、溺死百余人、龍亡所、青龍寺客殿計り残る。蟹が池海に没す。井尻亡所。



「谷陵記」(高知県立図書館蔵)

この記事は津波関係ばかりであるが、これは海岸地域での津波の怖しさを示すものである。稲尾実「三災録」には、後の安政の地震津波に井尻浦の浪人山中久兵衛が、家に伝わる宝永の地震津波の経験から、浦人に逃げることを勧めて助かったものが多かったとある。柏井貞明の「柏井氏難行録」「白灣藻」には、宝永の恐しい津波の模様を

忽然として潮足下に溢れ、其の色黒くして煤のごとく塵介小砂を巻き出し、其の水先電光のごとく忽ち津波溢れ来る。其の雷霆の地に落つるがごとく、逃げ行く數十人の人の声はただわあ〜というて蚊のみのごとく（以下略）。

南海地震の津波を経験された方は、なおなお記憶に新しいことであろう。「谷陵記」の「亡所」とあるのは、津波で集落が全滅したということである。もちろん地震の被害も内陸方面にあったが、津波に比較すれば雲泥である。近世前半期水産業の繁栄に支えられて、急速に発展した宇佐浦町等は壊滅的な打撃を受けたものである。井尻の山中氏が記録を残して子孫を戒めたのは自然であろう。

「青龍寺過去帳」には、この災害に命を失った人を宝永四年（一七七）十月四日の忌日でまとめている。宇佐全体の一部であるがたとえば左の通りである。

妙林信女 同浦（福島）久助妻
同年（宝永四年）十月 久六母

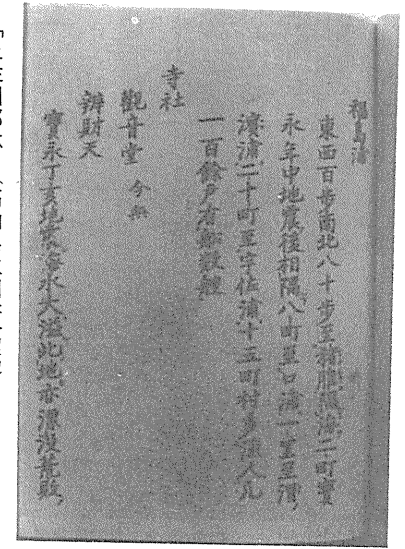
いまこれを集計すると左表となった。

浦名	福島	井尻	渭浜	宇佐	合計
人数	四三	三	一八	一	六五
男女別	男	女	合計		
人数	一九	四六	六五		

福島が波頭を受けて最大の被害を受けている。龍に死者がないのは不思議であるが、岬に近いために波が低かったのであろうか。また女子が男子の三倍近い死人を出している。あるいは自然かもわからないがまた恐しい数字である。

藩は救済と復興のため、その時代なりに救い米の支給あるいは材木の給与、復旧工事援助等に努力しているが、その復興は容易ではなかった。津波後約七十年をへた安永七年（一七八）、この地方を巡視した谷真潮は「東西廻浦日記」で、渭浜、福島両浦を総括して「両浦とも亥の大変（宝永地震津波）前よりは人高減じ、大方にとどき居てもとかく減りて其の時分にとどかずと云う」と記している。復興は容易ではない。藩の保護には応急以外にほとんどたよらずに自力復興である。前述「青龍寺要録」によれば津波後十年の享保二年（一七七）には、荒廃した龍で耕地の復活が進んでいる。すなわち「大變已後百姓中我儘（勝手）に開添え夥しく所務（収入）仕り」となる。これは「宝永四（一七七）亥の年大變已後都て流失」して荒廃した土地である。自然の災害も強いが、人間の努力はこれを超えてまた強いものもある。

火災 高岡市町、宇佐浦町等が発達し、人家稠密となれば火災は恐しいものである。「柏葉日録」「平尾文庫」によれば、貞享元年（一六四）、同二年（一六五）とつづけて宇佐浦では百四十四軒、八十七軒と焼失している。当時宇



「土佐州郡志」（高知県立図書館蔵）

佐浦は四百四十六軒であったというのであるから、両火事で約半数を失なったことになる。目も当てられぬ惨状であったろう。「御当家年代略記」によれば、享保三年（一七二八）にも宇佐浦では二百七十一軒が焼失する。

この点について注意されるのは、「南路志翼」所収高岡郷市右衛門の記事である。市右衛門は親切な人で妻の母と同居してこれを養うほか、中風の兄を城下井口村から引き取って世話したが、自分は「齢は六十をこえ不幸子なく家素より貧乏、初め駅舎（送番所）の傭夫となる。このごろ衰老負荷にたえず、市の長に訴え告げて撃柝げきたたくの役に服す。終夜情ならず、昼は則ち履を摺りこれを売りに給し、わずかに飢餓を免かる」という気の毒な状態であったという。人の為になる仕事をする人がもつとも待遇の悪いのがえてして多いが、とくに封建社会にはその傾向が強い。しかしこうした人によって「撃柝」―火の用心が行なわれ火魔跳梁を防いだものである。やがて防火は重大問題として町入り―町居住の時は、誓約して「火消し道具」を所持することになる「土佐史談」。

註1、「波介川沿革史」には、「慶長十年から明暦元年までに山内忠義公の時代に今の十文字まで新川を掘り」としている。寛文六年（一六六六）の洪水による川成りとは異なる見解である。

2、非常の事態で弱い者に犠牲の強いられることは、たとえば飢饉等でも女性は男性の約二倍が飢えている。「今辰の年即餓人差出」「赤松家文書」。

7、災害―仁淀川洪水と安政地震―津波

番持石 すでに前述したように、雨の多い土佐国そして仁淀川尻をしめる土佐市地域は、近世前期にも記録的な洪水に見舞われ、用石村、新居村をはじめ大害を受け、ついに住み慣れた集落まで山際に移すほどであった。その後その時代なりに水防には注意が払われ、たとえば堤防などの建設もあったが、一度仁淀川が怒ればそうした人びとの努力も多くは空しい結果となる。いま若干の史料を示して止むこともなかった仁淀川洪水を示そう。「燧袋」「楠瀬大枝日記」によれば、文化九年（一八三三）七月二十一日には

今日追々西郷中の洪水のきたを聞くに、二淀川常水より三間計り、高岡、中島、塚地近年めつらしき大水にて、流失の家もこれある由也。高岡商人の貯ばえたる米夥しくぬれたるよし。

また同月二十一日には

千頭琢七来る。二淀川洪水の話あり、近年の大洪水の由也（略）、高岡の西町は所により数軒をあらひし由、東は高き故町へひた／＼たる由也。琢七住居は野尻といふ所也。此のあたりは敷板ぎりに入る。中島は堤きれて一段の洪水と云々。

中島堤防決潰、高岡町一帯浸水の大洪水である。同史料はまた文化十三年（一八三六）八月三日として、

二淀川洪水、高岡外輪堤防崩れ中島渡りのでんや二軒流失、堤は去年の水にくづれたる所、当七日御普請落成わづか二旬にたらず、流失でんやも一軒は去年の洪水にのこりたる家、一軒は去年流れたるを再び新造したるなりとぞ。

このように二年続きの大洪水であった。災害は忘れた時に来るのではなく、しばしば洪水は往復びんたのように毎年襲来することが多いのは、読者の方のよく理解されるところであろう。

こうした洪水のなかでも大きなのは嘉永二年（春野町）のものであった。吾川郡西分村（春野町）庄屋辻儀之助は「洪水記」を残して、克明に吾南地方の被害状況から前後の処置までも後世に伝えた。また前長岡郡久礼田村（南国市）庄屋山中多之助は、親戚の書状によって吾川郡伊野村（町）の洪水の様相を伝えている。土佐市地域にもこの記録的な洪水を簡明に語るものがある。現高岡町井関の広楽寺「過去帳」には

嘉永二年（一八五〇）西七月九日から大しけ、十日夜四つ片（半）時から大水、寺板敷より五、七寸上り、家流す甚八、岩平、明る十一日八ツ片時（水）引く。

同地は高い所である。それでいて家が二軒も流れている。仁淀川堤防は吾川郡側で新川付近等数カ所決潰したが、高岡側も決潰したものである。また同じ洪水について、出間村年寄林蔵の「萬日記帳」「明神家文書」には

嘉永二酉年（一八五〇）七月九日八ツ時（午後二時）より雨ふり出す。風は九日夜よりふき出し十一日、十二日四ツ時（午前十時）頃追ふき、風は中の風、雨は小の雨、され共水は仁淀川大水に付き、逆水来る故大川に付く麓総平家床へ上る。

この洪水は筆者の少年時代祖父より「酉の年の大水」として語られたもので、よほど上流の雨量が大なるものであ

たらしい。後世への教訓としてこうして文字や言葉で伝えられる。

ところで筆者の少年時代、用石北山の小野坂を南へ県道が屈曲して用水を小橋で渡った所に、十坪ほどの明き地があった。ここで夏の宵によく青年が集って力自慢の番持ちをやっていた。担いだ石は重さ約八十キログラムほどの直方体の砂岩であった。雨の日などにはこの石を台にして藁を打って縄をなうものもあった。この石に字の彫ってあるのに気の付いたのは終戦後のことであった。つぎに示すように、まことに無惨な水害を実は語るものであった。

奉_二建立_一

為_二「流死亡者菩提」_一

文政十二年（一八二九）

己_丑三月廿四日

世話人

用石村

中島村



「番持石」(元土佐市用石・現土佐市民図書館)

この碑文から考えると、番持石は実はおそらく前年の洪水に流死した人の冥福を祈るための、供養塔の一部であったのであろう。このような洪水はけっして少なくなかったのは前述した通りである。この文政十一年（一八二八）の洪水については伝えられたものを見ていないが、供養塔を建てるほどであるので、なかなかひどいものであったと思う。しかもこの洪水の教訓が、土佐市地域の水防—治水の歴史に画期的な一頁を作ることになる。

波介川治水の開始 野瀬将英氏「波介川沿革史」によれば、現在の波介川尻は野中兼山の施工とあるが、兼山

の事業は灌漑中心の段階であり、また伝えられた史料によれば、兼山の灌漑も波介川以北になお限られ、しかもこの事業もなお未完成であって、高岡村名庄屋真辺五郎兵衛の献身をまわって完成をみたこと前述したところである。もともと「当鑑通宝集」によれば、慶安二年（一六五〇）(1)戸波郷で波介川の一部付け替えが行われた。なお結論は後証をまたなければならぬ。

いまは仁淀川大橋西端から長城のように真一文字に東南に走る大堤防も、なお筆者の少年時代には小さかったが、それでも仁淀川本流と波介川とが一本の堤防で分かれるいわゆる用石宮崎の水越しは、堤防の根元を両川で洗われ、子供心にも、ここでもと波介川は仁淀川と合流していたのではと思われたものであった。寛文六年（一七二六）の洪水についてこの点にもふれたが、乱流する仁淀川本流は一気に用石の沃野を突き切って荒川成をつくる。すなわち古川である。ここが自然に波介川最下流としての役割を持つものであったのを、ついに人工を加えて水越しを作り、波介川の合流点を用石下の谷に固定する。これによって合流点の水位の差を大にして、上流低地の滞水の害を減少させる。まことに勝れた発想である。この点について注意されるのは、前述「萬日記帳」「明神家文書」の示す左の記事である。

波介川尻掘。かえ前々より願候処、天保式年卯年（一八三二）四月用石古川の通り掘明け仰付けられ候。御普請方三橋次右衛門殿召遣い候。尤も四月用石古川掘り済み次第上の瀬掘り致し候様仰付けられ、右上の瀬掘り寸志夫を以て掘り明け致す。右役人三橋次右衛門殿にも御掘り中は佐市宅止宿成され候。尤も瀬敷初田高見、出間原崎瀬共村々へ取別け、出間瀬は出間、北地、甲原三カ村茂（催）合いを以て掘明け。

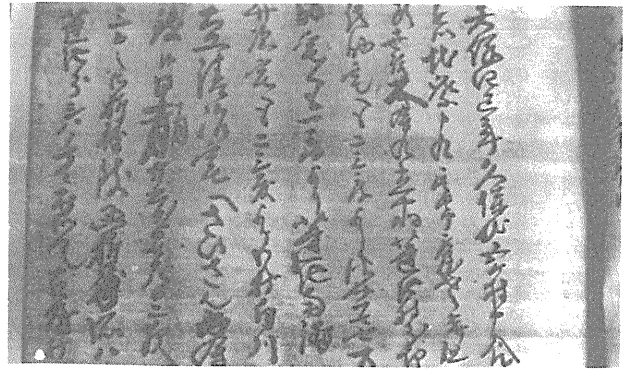
この工事は前述文政十一年（一八二八）からは三年目である。死人を出すほどの洪水に対しての積極的な人びとの対応である。とくに滞水地区のものにとっては、懸命の問題となる。「前々より願ひ候」とは、村人の意志を代表

して庄屋が藩を動かしたものである。よって波介川尻は古川を改修して下の谷に延長する。もっともこの工事に一月は少なすぎる。この点後述するが、人びとは波介川尻の改修で満足しない。上流の水吐けをよくしよう。そのためには「寸志夫」を提供する。村々の人たちが自発的に無償で出夫することである。その熱意を知ることが出来る。こうして重点を初田、出間の二箇所絞って川床を掘る。もちろん波介川の全長からいって、なおごく部分的ではあった。しかしながら人びとの熱意が藩を動かした。また各人が村を水から守るためには応分の協力をしようという。この発想は封建社会のなかから近代的自覚の生れる具体的な姿であろう。なお史料には

翌天保三年（一八三二）にも寸志夫で前記波介川の川床を掘っている。同史料はまた翌天保四年（一八三三）として、

天保四巳年（一八三三）久保地五カ村（波介、蓮池、北地、甲原、出間岩戸）申合せを以て地祭り申合す。其の節庄屋、老并びに組頭世話人会合、立会蓮池村分切氏助宅へも二、三度より、波介ふませ万助宅へも一度より、蓮池南浦竹次宅へも二、三度より、同村白川大工清次宅へさいさん出会致し候。同十月廿六日より七日、八日、二夜三日の御祈禱致す。右祈禱所は蓮池村しばの丁において古屋打ち、波介村清光寺、北地村薬王寺、戸波郷鴨地村善福寺、清瀧寺薬坊式人右五人、廿七日には清瀧寺御出で成され、神しよくは蓮池村井沢善州、高岡村今村えち前、船同お、み、森山村吉川するが、戸波宮地えちせん右五人、内さいし（主）今村お、み、右の出家、神職宿はちぶせ左市宅。

盛大な完工―波介川改修―の祭式の後には、



「明神家文書」(明神真二氏蔵)

十一月朔日角力は蓮池村しばの丁、

と賑々しく余興の角力を興行する。そのためにはまた見事な組織が作られる。村々に作配役が組頭級から選ばれて銀、米その他の調達をする。責任者の五カ村庄屋、老のほか周辺のいわゆる高岡村中心の組合庄屋も協力して現地に詰る。また監督に来る郷廻の役人の接待から祈禱のための神官、僧侶の接待さらに角力場、角力取りの宿賦り等からはじまって全域の警備までまことに行届いたものである。もちろん根本の経費については、

銀米為賦本^{くはせ}じめ惣作配方

波介彦之丞、出間克右衛門、岩戸藤助、甲原門田弥惣次、北地助五郎、蓮池小左衛門

と算勘に達者で廉直なものが選ばれる。地主―富農層である。洪水を期に波介川改修に立向ったこれらの人びとの姿から、やがて近代の波介川改修を展望することは容易である。なお近世前期で引用した細木瑞枝の鎌田堰修理に勤勞する農民たちを謳った長歌も、この時の天保二年（一八三二）のものであった。重苦しい封建社会の中で人びとは忍苦を強いられながらも自覚を高める。そして体制の一変とともに、近代化に向っていつそその成長を上げる②。

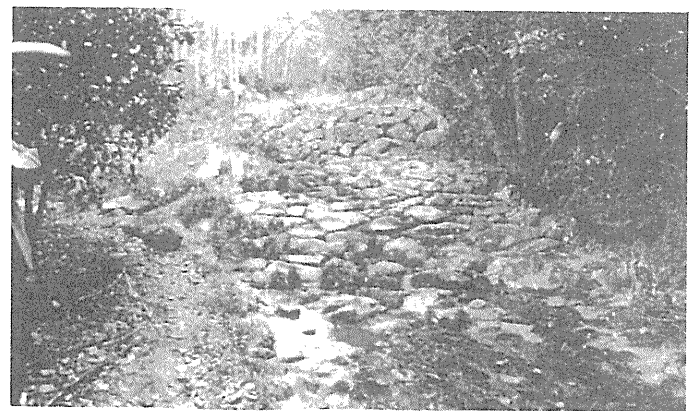
もっとも事はいうほどに簡単ではない。「御当家年代略記」高知大学蔵には天保十三年（一八四二）として

九月より十一月まで、今六月廿五日風雨洪水に付き、東西（土佐國の）大破の御普請所、此の度御普請出来、夫高十六万八千二百九十五人四分の内
 二万三千三百七十六人七分 波介川尻
 一万三千八百四十四人五分 高岡関
 五万九千六百六十一人七分 用石

この年の洪水も大変であったが、藩直営―御普請所として全土佐の夫高(勞力)の半分が高岡関―鎌田関と波介川尻に投入されている。これによつて前記宮崎の水越しと、波介川下流下の谷への流路はさらに確定されたのであろう。こうした努力が抜本的でなくても、抜本的への尊い一里塚であることを銘記したいものである。

砂留 なお洪水―治水に対する藩の対応は、前記出間村老林蔵の「萬日記帳」にも三橋次右衛門の名で示されるが、同じ史料天保七年(一八三六)には、

申(天保七)八月三日大洪水に付き、当地谷川掛り破損、並びに砂留三カ所破損に相成り候に付き、酉(天保八一―一八三七)二月五日より御普請方御役人所入り込みに相成り、御普請仰付けられる。右御役人は久保弥平次殿、粟井仲次殿、森山氏三郎殿仕成し仰付らる。右川掛り坂うづ、東又、同じ上み谷西東、うところより上み仲屋敷掛り、北川内掛り、同じ上み秋光やしき、嶋やしき、氏神林下も、寺の奥、かりば川ふち口より上み、天神の前、同じ南中屋、東崎、天神の前、西谷掛り、同じ上み砂留めの下も、こおのす砂留の上み長さ半分むし廻しに成る。



「砂留」(現在・土佐市岩戸)

右の「砂留」は延享(一七九〇頃)の「郷村帳」に、塚地村、永野村にもすで見えるが、溪流の水害を防ぐために当時実施された護岸と砂防を兼ねたもので、出間以外用石、塚地、浅井、市野々、永野、宮内等の村々にもあつ

た。今はコンクリートになった用石大谷の砂留は、二段に築立てた見事なものであったが、これら村々の砂留も、昭和五十年(一九五五)の五号台風でほとんど跡も止めないようになった所もある。もつとも岩戸の砂留は元気に激流から今も村を守っている。割石でもって流れに逆うことなく川床と側壁を包む工法は、現在とは全く違っている。しかしながら、柔よく剛を制するのではなからうかと思うのが、筆者の郷愁に過ぎなかつたなれば幸いと思う。最近の改修で浅井の砂留は消えた。

検見 もともと近世初頭における年貢の取り立ては、作柄を検査した上で、その三分の二を年貢として収取るものであった。作柄の検査がすなわち毛見である。長宗我部掟書にもこの点について明記している。ところが毛見を毎年行なうことは藩にとっては相当に繁雑であるので、土佐藩では寛永頃(一六三三)から土免といつて二年毎に年貢を定めることになった。いわゆる定免制への動きであった。もちろん藩は年貢の増徴をけつして忘れなかつたので、天和の平等免をへて近世後期と逐次免は引き上げられたが、その間災害による不作は間断なしに農村を襲う。藩が年貢収入を守ろうとするに對し、農民は生活を守るためにその減免を求める。いつとなく毛見は検見に代る。すなわち年貢減免のための検査ということになる。作柄を見る毛見から、年貢減免の検査―査定のための検見である。この検見は明治以後の地主小作関係確立後は、もっぱら地主と小作との対立関係を示すものとして使われ、米騒動以後の地主小作関係緊迫時には検見の頻発をみたものである(3)。

さて「土佐国群書類従」には、検見関係史料として「検見秘録」と「検見筆記」がある。ともに土佐市地域と少からぬ関係のある記事が出る。とくに後者「検見筆記」には、前述嘉永二年(一八〇九)のいわゆる酉の年大洪水に傷め付けられた用石村で、検見を藩に願ひ出たものであった。暴風雨洪水は七月九日から十二日までであったが、庄屋はその月十六日「差出」で、「御検見受け奉る内定」になったと藩の御免方へ上申する。これは検見して

やるといふ藩の約束をえたものであって、庄屋は洪水直後直ちに運動したものである。これと同時に庄屋は老にも、傷みとなった地所を検分して、正式検見の準備—資料作りをする。その報告が左表である。

内合積り差出

一田高拾壹町五反拾九代四歩勺

数々上り知用石村本田御蔵入

畝延。六歩六厘

裸田合九合四勺

内

壹町八反式拾六代五歩才 苜勝手

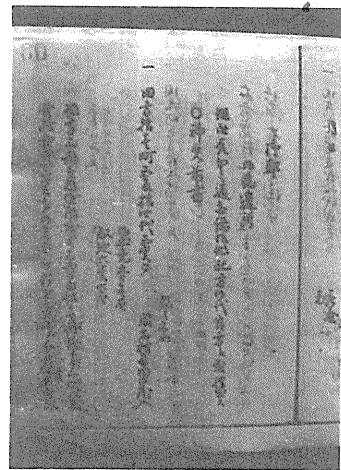
貳町四反式拾六代式歩勺才 先毛六合

式町式拾五代三歩勺才 中手五合

五町壹反四拾壹代式歩才 遅毛四合

但田高にならし五合六勺、田合九合四勺に引き合せ三合八勺下り

(以下略)



「検見秘録」(土佐国群書類従)

略したのは本御蔵入分十一町余、山田上り知分九町余であって、その記載は同一内容のものである。右の史料は今日ではほとんど理解するものもなくなったが、当時にあつては農民死活のかるものであつた。とくに注意されるのは「畝延」である。山内氏は「長宗我部地検帳」の地高を一步も増減せずに厳守したが、その後藩財政窮迫のなかで、とくに検見に備えて実面積の把握(4)に努めたので、地検帳の地積と実面積の差がはつきりしてきた。これが「畝延」であつて、右の「六歩六厘」とは実面積が地検帳よりも六・六パーセント広いものである。立前

上山内氏はこれを貢租の対象とはしなかつたが、検見の時には物をいう。そこで「裸田合」なる言葉がでる。すなわち「田合」とは、その田地の免一年貢高を二倍して粃高とし、これを地検帳の地積で割った一坪の粃高による年貢高であるのに対し、前述「畝延」を加えた地積で割った一坪の粃高が「裸田合」となる。それだけ引き下げられるので、藩としては農民を納得させるにたる数字と考へる。こうして検見の準備をするかたわら、八月から九月にかけて「愁願し奉る」と数回差出しをもつて藩に泣き付く。すなわち八月六日には「私共支配村粒毛稀成る出来宜く御座候処。先月九日より同十二日迄大風雨洪水にて、風摺れ泥付き萌傷みに相成り候得共、未だ遅毛の見居え出来申さず、扱どころなく先毛分刈り初め候処、又々去月廿九日より卅日迄風雨洪水数日の水いかり残り毛分大傷み、其の上畑作物の儀は先達ての洪水より半納に相成り迷惑至極に存じ奉り」というのである。

当然ながら藩は検見をなるべくしない方針であつたので、それを抑えるために、刈田過ぎになつたなれば検見は行わないとする。そのため前記「先毛分刈り初め」が刈田過ぎとして問題になる。もう刈っているのではないのである。藩の立場も解るが、生活のつねに逼迫していた農民には酷である。封建制は他方では情にもろい所もある。表向きとは別に愁願を繰り返すことによつて、検見は受けられるようになる。

庄屋、老はいよいよ正式検見に備えて帳面の整理をする。たいてい検見を受ける地面の半分か三分の二つづつ一帳として、そのうちを闇によつて一帳分だけ検見をする仕組みである。なお検見に当つては誓約書を徴収する。その一項は左の通りである。

御検見地の能き粒毛を隠し置き、闇取りに出さざる分他領又は新田等の悪敷粒毛に引き違え申す間敷候。且又地引きに罷り出る百姓中神・文連判の人数を隠し置き、御検見地引き替へ等の工みの手段仕の間敷候。

と勝手知らぬ役人をごまかすなど厳しく約束させている。事実検見で後から処罰(5)されたこともけつして少なく

ない。それほど不作の時年貢は恐しく、それこそ死活が懸っていたからである。

さていよいよ役人が検見に出張する。庄屋老の内検がそのまま通るとは限らない。実際にいわゆる坪刈りをする。帳面の外に枘、筵、竿を持参して田圃に向かう。刈り取った稲を粃にするには「検見秘録」、

吉粃こき落し候節百姓数々呼寄せ、筵一枚を重ね其のへた(り)にすねをささせ、上敷のむしろは凹に成る様にして裾袖ともまくり上げさせ、一穂允手ついでこきに筵にこき入れさせ、上籾を式人して樋の如くにして二人は其の上に膝をまくり肩を抜き手にて芒より又摺り落し幾重もさびさせひせを去り、小粃は打出し、箕向いに置き見合せ去るべし、粃拵えは入念の筈。尤もこきさび候節捨ざる様に気を付くべき事。

但し穂によりさびてにより半実等暁と分らぬものゆへ、其の時は箕向いにて立用いたし候事。

こんなひどい作業がいまから百年余前に罷り通っていたのであった。

こうしてやっと検見は終り、いくらかの年貢は減免になる。しかしこれで安心ではない。同じ西の年の大洪水に、傷め付けられた仁淀川対岸の吾川郡西分村(春野町) 庄屋辻儀之時は「洪水記」として、この歴史的な洪水の記録を残したが、問題はむしろこの後にあつた。年貢米に相当する良米が得られないからである。すなわち「検見筆記」でいう「米品悪敷」、そのため「度々御蔵許之差出し申し候得共、右石数上納に相成り申さず」となる。藩から駄目だと突っ返される。中米、下米でどうか受け取って貰いたいというのである。風に摺れ、倒れて泥水につかり、さらに芽を吹いた米ではどうしようもない。藩としては米は商品であつたので、その質を撰択したいのであろうが、納める側にはまた納める側の論理がある。なお「検見秘録」には、このほか水害の多い土佐地域の村々では、いろいろこの問題について悶着があつている。もつともなことである。

ところで「検見筆記」には左の注意すべき記事がある。

此の刈田過ぎ愁願扣えは新居細木より借求め此の所へ扣え置く。尤も粒毛傷の多少風土の形振りもこれあるに付き、此の通りにも参り申さず候得共、手順右の通りに付き心得のため記し置く。尤も御免方は御見分等は決してこれなきに付き、先ず支配方へ申し出で御作配役中の御見分を受け然るべき事。

前記両史料ともに庄屋が検見を受けるための参考資料としたものである。「新居細木」とはこの時点では細木瑞枝の子繁蔵ではないかと考えられるが、庄屋層が互いに協力して職責を守るために藩に対抗していることがわかる。

また「支配方」―郡奉行所の権威が強く、御免方は年貢決定についてその職責を果していないのも、やはり藩政末期らしい。土佐藩では郡奉行の職務が年代を追つて重要となつてゐる⁽⁶⁾。それは藩政動揺とも無関係ではない。年貢減免―検見の問題も、治安問題として処理されていることが注意されよう。

安政地震―津波 宝永地震―津波から約百五十年、安政元年(一八五〇)十一月五日またしても地震津波が襲来した。その恐しい衝撃は「真覚寺日記」に詳細である。

翌五日晴天今朝日輪赤き事紅のごとし、晚方追何事もなきゆへ人々不覚悟のみに罷在る處、七時半時(午後五時)俄に一天薄闇く相成り、近代未曾有の大地震、山川鳴り渡り、土煙空中に満ち飛鳥も度を失ひ人家は縦横無尽に潰崩し、瓦石は四方へ飛び大地破裂してたやすく逃走する事も成難く、男女只狼狽周章し児童呼叫の声おびたし、間もなく沖より山のごとき波入り来り、宇佐、福島一面の海と成る。今夜月の入り追に津波入る事凡そ八、九度、壱番浪より式番三番の引き汐に浦中皆流る。惣して大変の時の汐は福島中須賀の間は家宅軒も残らず、渭の浜山際波溢れ入る。宇佐は流れ残りの家僅かに六拾軒計、其の中造作に懸り候もの式拾余軒其の余は家残りし追の事にて、取繕い出来ず、浪の入り時諸道具打捨て置き山へ逃上るものは皆命を助り、金銀雜具に目を懸け油断せし者は悉く溺死す。今日の流死福島に五拾余人、宇佐にも拾余人有る也。

「真覚寺日記」は後來を戒めるために、この地震―津波から書き初めたものである。教訓はすでに右にも示され

るが、欄外にはまた「此の時山を目当てに逃れしものはみな命を助かる。船にのり難を遁れんとせし者は溺死多し、沖より波来るのみにあらず、海近き土地は下たより汐を吹出すもの也。能心得有りたし」と記している。

同職の寺院についてはとくに、福智院の傍まで市艇が流れてきたこと、正念寺は本堂だけを残して仏具類も大半流失、庫裡は半町程北に流れて潰れ込む。また極楽寺も本堂は残ったが隣家二軒が境内に流れ込み庫裡は大破、釈迦堂は流出したことを伝える。真覚寺は一段高いので土台までも波は来なかったが、近隣は大変であった。

橋田の家。皆流れ漸く四、五軒残る。波先き奥深く溢れ入り新居坂の麓に至る。東町は北のひきちの山際迄、新在家は曲田の家迫入る。中町は北の外れ田島、片山杯いう郷士の家迫波打込む。西浜は談義所の下た迫入来る。引汐の音百千の雷のごとく波につれ家流れ五軒、拾軒宛連り海に入る。此の時金銀米銭を始め家に秘蔵の諸品海に流入する物夥敷、男女児童の泣叫ぶ声夜に入ってもやまず、今日迫貯え置きし諸道具、眼前海に入るを見る人々の心中推しはかれて哀れ也。夜に入れ共燈火の用意もなく、暫くは月の光を便りとして皆々山中に蹠り、波の音を聞きつ、地震を凌ぐ。

目も当てられぬ惨状であった。もちろん海沿いの地が激甚であったが、土佐藩全体を激動させたこの地震が、切迫した幕末期において起ったことは、ペリー来航後緊張した土佐藩政に一層の緊張を要請したものである。

それにしても茫然自失したかに見えた人たちは、翌日の六日には早くも沖に出て津波に流れたものを拾いはじめ、その翌々日の八日には「男子分は各々浜へ出て竹木板柱の類拾い取り、勝手宜しき土地を見受け小屋を作る」とたくましいというよりはしたたかである。藩からの救い米もこの八日に支給されている。同じく藩からは小屋懸けの者に十二日藁が二十把づつ支給される。こうしたなかで十三日には、水でうすめてほとんど呑めないような酒を売りにくる者もある。余震におびえながらも、拾い物で喧嘩する。人びとはとにかく強く生きたということができよう。藩は同月二十日に宇佐中の拾い物の検査をしているが、同日記にはこの時喧嘩の多かったことを

伝える。よくも一応の平静が保たれたものである。濡れ米を払い下げたが、質の悪い米で食すると中毒して二、三日も寝る者もできる。医者は薬種はもとより治療用具も流してしまった。流行の疫病もでてくる、何から何までまるでパニックであった。

さて災害復旧工事が開始されたのは、翌年二月からであって、まず地下役より一軒当り四人役の出夫を伝えてくる。そしてその月二十七日まず松岡で普請の工事が開始である。翌三月の十三日には新在家と橋田の間の道路の普請もはじまる。この仕事は九日目の同月二十一日に終わっている。大きい工事ではなかったであろう。この



「安政地震・津波記念碑」(土佐市宇佐)

月の十五日には福島の普請も終わっている。半月余である。同日記には宇佐の町の通り三筋のうち海岸通りは皆流失というのであるが、郡寄せもあったと思われるが、それにしては普請は簡単である。応急の道作りであって、他は浦人たちの自力による更生を期待したのであろう。すべては忍耐の時代であったというべきであろう。今も宇佐町萩谷口谷川辺にこの恐しい災害の記念碑がある。「真覚寺日記」安政五年（一八五五）六月十五日には、ここに碑を建立した理由を三つにしてあげている。

一には正面に六字名号を彫付け、碑下に御経を納め今日読経するは大変の節溺死の男女追福の為也。第二には碑の三方に大変の様様をくわしく記したるは、此の以後又大変有

らん時の碑に記せる意味を見伝え聞伝えれば後人の心得にもなるべく、第三には此の処は四国遍路の通り筋なれば、此の碑面の名号を見れば、光明真言又は念仏を称え通るべし。又遍路に限らず心あらん人々通行の節念仏の助縁と成るべし、是れ有縁無縁共々来世の結縁共なるべければ、人をして善心を生ぜしむる善根共なるべし。

その後百二十年碑面は苔蒸して碑文も読みがたいが、宇佐、福島で流れ残った家六、七十軒、流死人七十余人の大被害を忘れさせないためにさらに「宇佐の地勢は前（海浜）高く（萩谷川沿い）低く、東は岩崎西は福島のみ(7)より汐先逃路を取巻く故、昔玉永の変にも油断の者夥敷流死の由、今度も遺談を信じ取あえず山手へ逃登る者皆恙なく、衣食等調へ或は狼狽て船にのりなどせるは流死の数を免れず」とし、ただただ「後代の変に逢う人必ず用意なくとも早く水平らなる傍に岩なき所を撰びて逃げよかし」と教え、また流失物を拾ってはならぬ。かならず後から流行病にとり付かれ何もかも無くすると誡める。前者の轍である。

自然に対抗するいわゆる知識も技術もほとんどなかった当時である。災害は防ぐものでもまた防げるものでもなかった。ただ自然を恐れ先人の教えを守って逃れるだけというのは、多少は現在考え方を変えねばならないとしても、人間の力を過信して自然を無視し、その激しい報復を受けている現代人にとっては、反省になろうというものである。自然に対する正しい認識が先行しなければならないのは古今共通である。

註1、万治二年（一六五九）頃幡多郡中筋川沿い（中村市）で新川を掘っている。

2、下から盛り上げる組織は近代への道である。

3、筆者が検見の語をはじめて耳にしたのは大正の小作争議であった。

4、毛見↓検見への時期確定の史料はまだ見当たらない。

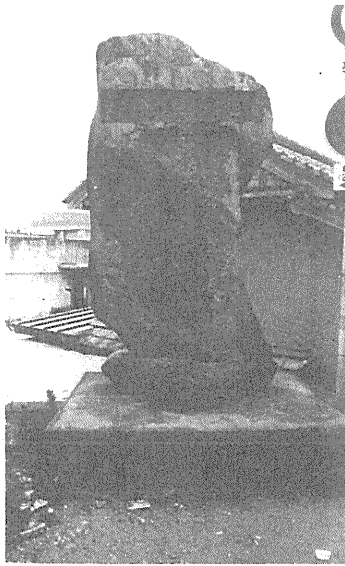
5、早い時期であるが「寛文雑記」参照。

6、郡奉行から藩政中枢への出世コースが藩政末期確立する。

7、福島は萩谷川吐け口、岩崎は中口川吐け口である。

第四章 災害と治水

1、南海大地震



震災復興記念碑

南海大地震 昭和二十一年十二月二十一日午前四時二十分
海大地震に關しては、宇佐町市場前の県道十字路
南西隅に建てられている「震災復興記念碑」に、
その概要が記されている。

時昭和二十一年十二月二十一日午前四時二十分
突如南海大地震起ル室戸岬南方一四〇軒ノ海底ニ
発シ震幅四七耗本邦マレニ見ル海震デ天鳴リ地裂
ケ家倒レ瓦飛ブ一瞬只驚愕ノ淵ニ陥ル間モナク津
波襲イクル宇佐地区一面ノ海トナル男女狼狽老若
号泣スル津波入ルコト七八度第三回ハ高サ五米前

回ヨリ二十分ヲ経テ山麓ニ達スル人家縦横ニ無盡ニ崩壊シ家財四散流失スル巨船流水山間ニ運バレ家屋家財水陸ヲ埋メル惨状全ク目モ当テラレナイ天為モ実ニ苛酷ト言フベキデアル

被害ノ状況次ノ通り家屋ノ流失倒壊三一九半壊三二三床上浸水ヲ含ンデ一、三二〇全戸ノ八割ニ歩ニ当ル罹災者ノ数六、二五〇當時ノ人口宇佐七、六五九全町一〇、二〇六田畑ノ流失一五五陷埋没一九五反浸水ヲ含メテ凡九割他ニ船舶流失三〇〇崩壊橋梁六ヶ所道路三、一五〇米家財ノ損失ニ到ツテハ算定シ難イ人ノ被害ハ死者行方不明各一名ノミ往時ヨリ云イ伝フ欲ヲ棄テテ逃ガレタ者命助カリシト犠牲者ノ僅少ハコノ戒ニヨル罹災者一〇三世帯四一五名ハ直チニ学校神社佛閣ニ避難シ他ハ親族縁故ニ移ル宇佐山ノ手新居区民ノ炊キ出シヲ始メ県ヨリ履物炊事具建築資材等支給アメリカ軍政部ヨリ衣料八千点外食料品統々放出陸下ニハ態々御名代閉院宮殿下ヲ遣サレ後御下賜金ヲ賜ウ隣接町村並ニ県内外カラ芳情次々ニ与セラル以テ嚴寒ト飢ヲシノギ得タコトハ実ニ町民ノ感激ニ堪エナイトコロデアアル町内清掃ハ高岡警察署ノ盡力ト隣接町村連日ノ奉仕ニヨリ同一月一応終リ田畑旧道ノ整理ハ当事者ノ奮闘ト町民ノ協力ニヨツテ同四月大要終ル既ニ町議員各種団屢々協議シ復興対策委員会ヲ設ケ復興部ヲ置キ専任職員ト町吏ソノ業務ニ従フ取敢エズ応急収容所建築ヲ急ギバラック四百戸ヲ完成同三月収容ヲ終ルソノ他井尻灘方面ノ堤防等着々復興ノ途ニ着ク

特ニ海岸防潮工事ハ大成建設株式会社コレヲ請負イ同年三月着工満一ヶ年ノ日子ヲ費ヤシ高サ五幅六総延長三、〇七五米ノ防潮堤兼道路ノ大工事漸ク成ル其ノ堅備ト壯觀ハ称スベク祝フベキデアアル

ココニ本町震災ノ概況ト復興ノ大略ヲ刻シ記念ノ詞トスル

昭和二十四年三月二十五日

新 宇 佐 町

昭和二十一年十二月二十一日、それは戦争が終つて一年余りを過ぎた時ではあつたが、人々は敗戦、被占領、新田インフレ、闇値、……もろもろの悪条件の中で新生日本の方向をさぐり出そうとしている時代であつた。そうした苦しい生活の上に更に折り重なるかのように、地震、津波の災害であつた。

震源地 高知東南二五〇*の海中
 最大震幅 五十ミリ
 烈 震 高知市中央部
 津 波 新宇佐町、須崎町

「安政以来の強震来襲」と十二月二十二日の高知新聞は報じているが、特に被害の大きかつたところは、高知、新宇佐、須崎、中村である。

新宇佐町、特に宇佐の津波の被害が大ききその模様を「南海大震災誌」から拾つてみると、

第一波 地震後約十分 浪高約一米
 第二波 第一波後約十五分後浪高約二米
 第三波 第二波後約二十分後浪高約五米以上

ということ満潮時から約五分の高潮となつて襲来している。橋田地区、旭町地区に最も強い津波が襲来してまづここが押流され、大小数波の津波は宇佐の全部落を襲つて、町全体が海原になつたと言つてもよいほどである。その大きさは被害状況の数字が示している。

地震直後の宇佐の惨状については、当時新宇佐町の助

第17図 土佐市内被害状況

(高岡警察署調べ)

	新宇佐	高石	高岡	波介	北原	戸波
死者	1		1			
行方不明	1					
負傷	55		2			1
家屋倒壊	130	2	19			
家屋半壊	821		6	4		
家屋流出	341					
家屋浸水	142					
家屋焼失						
道路欠潰	13	2	4	2	3	3
田畑浸水	60					
罹災者	6,020	8	70	15		1
船舶流失	42					

・ 80才余の老人病気で重態であつたがショックで死亡
 ・ 4~5才の子どもが家族と家を出たが途中で行方不明となり死体もわからなかつた。

2、台風

高知県と台風、それは自然の摂理によっていみじくも結びつけられているものであって、人間の力、科学の力

によってもどうすることもできないものである。したがってそこに生きる者にとっては毎年何回かの台風が接近するであろうことを計算の中に入れての生き方を考えているし、台風に対する対処の仕方もそれなりに予測を持っているはずである。

しかし、台風というものは常に一律ではない。大あり、小あり、速あり、緩あり、強あり、弱があるので、やはりその都度災害ということをまぬがれることはできない。

戦後の三十年余りの間に高知県、特に土佐市へ深くかかわった台風について想起してみることとする。
二十九年第十二号 昭和二十九年九月十三日の台風第十二号は、小野樋門がこわされた台風であった。

「十三日午後九時吾川郡仁西村に避難命令が出された。引続いて西岸高岡郡高岡町芝も部落の殆んどが避難、ここは十四日午前一時には水位が余すところ一メートルならずとなり、高岡町民には恐怖の数時間が続いた。」

と新聞は報道している。知事は一人自衛隊善通寺駐屯部隊長に出勤要請をしたが、十四日午前三時半頃になって減水が確実となったため(越知の水位二割減)自衛隊出動を取り消したという事実がある。小野の樋門は波介川に対する仁淀川の逆流がひどかったために、樋門が上流に向って扉を押し破られて機能を全く失うという大きな被害であった。

また、新居海岸堤にも大きな被害が出た。引続いてやってきた十四号、十五号によって、池の浦防波堤の外壁及びコンクリート受が三百メートルにわたって崩壊し、住民の避難という事態も起っている。

三十八年第九号 昭和三十八年八月九日の第九号台風は、中心気圧九六五百パスカルといわれ、県西部、中部に豪雨をもたらした台風であった。高岡町天崎堤防が決壊寸前ということで大騒ぎをした時である。当時のもようを新聞記事からひろってみると、

「十日午前零時すぎ土佐市天崎で仁淀川堤防が長さ四十^{メートル}、深さ一・五^{メートル}にわたって亀裂が生じ、地元消防団員ら約百人が土のうを築いて警戒に当たっている。このため旧高岡町は危険にさらされ、土佐市水害非常対策本部は、同地区の二千三百世帯、約一万人に退避命令を出した。高岡町の人たちは、市役所、高岡中学校、同小学校、高石小学校、高岡高校、高岡天理大教会の六か所にぞくぞく避難した。

なお、九日午後十一時二十分現在、仁淀川大橋の中島では水位十一^{メートル}（危険水位十二・五^{メートル}）に達し夜半の満潮を控え、こんごの増水で水位突破が予想されている。」

四国南方から北北西の進路で大分県佐伯附近に上陸し北九州へ抜けたもので、速度がおそく記録的な降雨量を示した台風であった。高知県災異誌によると各地の雨量は次のようである。

東津野 一〇・一三 梶原 八八六
窪川 九二九 越知 五八九
長者 八八六 池川 七三九

仁淀川の増水はひどく堤防の決壊はまぬがれたものの、仁淀川大橋中島での水位十一^{メートル}でもわかるように、水の被害が非常に多く、災害救助法が適用されたのは、土佐市、須崎市、中村市、日高村、伊野町、越知町、西土佐村の八市町村であった。

四十五年第十号 昭和四十五年八月二十一日午前八時幡多郡佐賀町附近に上陸した台風十号は、北進して松山、広島附近を通過して日本海へと、四国、中国を串さしにしたような進路であった。

戦後最大級と言われた台風で中心気圧九六〇^{ヘクトパスカル}、風速四五^{メートル}、高知市での瞬間最大風速五四・三^{メートル}、（高知地方気象台明治十九年開設以来始めてのもの）速度三〇^{キロメートル}位、雨量舟戸で三八^{ミリメートル}と、台風のエネルギーの非常に強いも

第19図 10号台風県別被害状況
(45. 8. 21午後8時現在)

(警察庁調)

	死者	不明	負傷者	家全 屋壊	家半 屋壊	家流 屋失	床浸 上水	床浸 下水	被世 帯災 数	被者 災 数
高知	8	1	92	400	2,022	19	24,490	13,013	36,150	105,567
徳島	4	2	5	10	39	2	256	4,647	310	942
香川	0	0	18	4	8	0	0	223	15	34
愛媛	1	0	75	88	105	2	2,057	4,131	2,214	8,686
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
広島	3	1	38	38	77	3	110	3,336	233	819
山口	0	0	2	3	4	0	10	86	17	53
岡山	0	1	37	10	15	0	12	576	54	232
鳥取	0	2	1	3	3	0	0	0	1	1
島根	0	0	0	1	2	0	0	0	2	10

のであった。県下の被害は、死、不明九人、負傷九十二人、土讃線一時不通、道路通信網マヒ、停電二十万戸の数字が物語るように、また、第十九図県別被害状況の数字が示すように、高知県の受けた被害の大きさには目をみはるものがある。台風はその東側に被害が多いという原則通り高知市に於ける被害が非常に大きく、災害救助法の適用を受けたのが、高知市、土佐市、春野町、介良村、大津村、芸西村、南国市、中土佐町、越知町の八市町村で、被害総額は三百億円と言われた。

土佐市においては宇佐町の被害が甚大であった。高潮台風という特色の台風であったため、宇佐町では千四百戸が浸水し、潮が引いたあとには家の間にいけすや漁船や自動車があり重なっているという風景も見られた。「南海大地震の時よりもひどかった。」と話す人もあれば、特に被害の大きかった福島、灘地区では、萩谷川への水門建設の要望も出ていたとか。自家用車、テレビ、電気洗濯機、冷蔵庫……などと水浸しにした人たちが、また、船を流した人、大修理を要するようになった人、まさに泣

き面に蜂の大きな落胆であった。

救援活動は翌二十二日から早速開始されていた。給水車の出勤、県からとどけられた毛布、タオルその他の日用品九百箱、ゴザ五百枚などの配布準備、防疫班の活動……など活発な動きが見られた。台風のあとのゴミの量は被害の度合いを物語ると言われるが、町角に積まれたゴミは、まさにゴミの山であってすざましいものであった。市職員の殆んどが出動して、ダンプカー七台、ショベルカー二台を入れて連日その処理にあたったほどであった。

市災害対策本部がまとめた被害の推定総額は二十八億九千万円位と言われており、その内訳は、

農 業	一億四三三二万円
水 産	五、八二七三
一般住宅	四、八〇七〇
紙 業	三、四七五〇
商 業	一、八八四〇
林 業	六八七六
準公共施設	四二七〇
公共施設	二〇三六
土木施設	一五二八

市は早急に農林水産商工融資として五億円を国に対して要請すると共に、九月八日に臨時市議会を招集して、市税減免に関する条例、災害住宅復旧特別世帯更生資金条例、災害対策漁家更生資金条例、補正予算約二億円な

どを可決して、復旧対策へ大きく道をあけていった。

なおこの台風によって宇佐町にある高知大学附属の水産、臨海実験所もまた大きな被害を受けた。機能回復には一か年を要するほどで、実験用ハマチの逃げたことなどは、ハマチ、ブリの奇病研究の資料となっていたので、この研究を無駄にってしまったなど一例であるが、実験所だけのことではなく広く水産界の大きな損失であったと言わなければならない。

五十年第五号 昭和五十年八月十七日の台風五号、これまた土佐市の全ての人々を戦慄させたものであった。いまだに人々の記憶に新しく、六名の尊い生命を奪ったということは、忘れようとして忘れられず、未曾有とも言える忌まわしい台風であった。二年余を経過してなおその爪あとを残している鳴川の山崩れは、すでになされた復旧防災工事のあとも見えはするものの、やはり当時を思い起こさせるものであって、やるせない気持ちになることをどうすることもできない。だがいつまでもそのことにとらわれていることは、今はなき六柱に対しても真の供養の道ではないかも知れない。災害はそれを住民の次の生き方へ生かしていかなければならない。

台風五号は、八月十七日宿毛市附近に上陸、当時の勢力は中心気圧九六〇^{hPa}、最大風速四十^{kt}で幡多地方に猛威をふるったものであった。ところが午後三時十五分頃から急激に雨が激しくなり時間雨量一七^{mm}という驚異的なものであり、二十四時間雨量五五〇^{mm}となっている。南寄りの強い風が長時間続いたことや地形の関係もあって、仁淀川上流を中心に集中豪雨になった。

特に災害のひどかった所は、鳴川の山崩れ、天崎、末光の山崩れ、用石堤防の決壊、用石及び高岡市街地並びに家後附近の浸水を知らなかった地域の床上浸水などで、ともかくも市内一円に渡って浸水は非常なものであった。

第21図 17号台風被害状況 (土佐市調)

項 目		災 害 の 状 況	
家屋の災害	金 壊	住家1 被住家1	
	床 上 浸 水	175戸	498人
	床 下 浸 水	608戸	1,824人
土木災害	堤 防 決 壊	100ヵ所	2億円
	道 路 決 壊	50ヵ所	5,000万円
	が け く ず れ	25ヵ所	5,000万円
農 林 災 害	農 地 災 害	13ヵ所	5,290万円 田の流失埋没1.34ha 畑 " 0.6 ha
	農業用施設災害	50ヵ所	1億4,810円
農 作 物 災 害		637.35ha	8億6,109万円 水稲しょうが ユリイチゴ他
公 共 施 設 災 害		し尿処理場50万円塵芥処理場60万円	

五十一年第十七号 昭和五十一年九月十一日の台風第十七号は、二年続きの雨台風で土佐市においても高岡町火渡川沿線や蓮池では「毎年こんなことがあってはやりきれない。」と怒りはつのるものやりのないやるせなさをかみしめていた。

九月十日九州南南西二百四十^キの地点で、中心気圧九五〇^{バール}、風速四五^{ノット}であった台風が、十一日屋久島沖に停滞し、十二日九州西岸をかすめて日本海へ抜けるというノロノロ台風であった。したがって雨量も非常に多く、十一日午前九時までで、池川五七八^ミ、佐川四四九^ミの降雨量があり、県中央部では時間雨量五〇^ミ八〇^ミという時もあった。集計では高知市一、三〇五^ミ、池川一、四二一^ミ、やなせ一、五〇一^ミとなっていて、ゆうに半年分の雨を一度に降らしたことになる。高知市においては、かつてなかった非常事態宣言を出したし、土

佐市においても総雨量九四〇^ミとなり、戸波、波介、北原、蓮池、高岡、用石などは水没し、戸波では六十世帯が学校へ避難するなどの事態もおこっている。国道五十六号線の蓮池、宇都木間、県道用石などでは十四日朝になってようやく通行できた程であった。ただこの台風では仁淀川水位が波介川水位よりもやや低いままでのカーブを描くような推移であったことが、逆流を起こさなかったのでせめてもの幸であったかもしれない。

災害救助法の適用を受けたのが高知市、土佐市、南国市、伊野町、日高村、鏡村等であって、二年連続で特に被害の多かったのは高知市、土佐市、伊野町で、二年連続ということは住民に対して非常な重荷になってかぶさって来た。それでも前年のような犠牲者の出なかったことは不幸中の幸であった。

雨台風による被害は何といっても水はけの悪い波介川とのかかわりで大きく出てくる。前年度台風被害に対する激特事業も進行中とはいえまだ緒についたばかりで、その効果が現れる時期ではない。その事業があともどり

にならなかっただけで幸せであった。

過去の災害を教訓にすること、これを自然の力に抗するための有力な武器としなければならぬだろう。新居海岸の災害 新居海岸というのは、かつてはそこが新居の漁業地曳網の絶対的な場所としての砂浜が、二百ほど沖合へ続く海岸であった。遠浅ではないが荒波への挑戦を敢えて好んだ男の海水浴場でもあった。波打際までの長い距離を素足で歩いては足の裏がいたくてたまらない。どンドン走って早く海へはいらなければ、そんな砂浜であった。

潮流の関係、仁淀川河口改修の関係があつてか、その砂浜がだんだん少なくなって海が近づいて来た。昭和二十一年の南海大地震による地盤沈下はそれに拍車をかけて、みるみるうちにと言つてよいほどに砂浜がなくなつた。

このことのために新居海岸の災害は起りはじめた。大波が県道を兼ねている海岸堤の根もとを洗うようになり、護岸工事の重要さを一番よく知っている住民からは切実な要望が出されていた。

その新居海岸堤が、昭和二十八年、二十九年と、昭和四十年の三回、高波による大きな被害を受けた。

昭和二十八年八月の台風で、池の浦海岸堤の根固めの一部が崩壊していた所へ、九月二十五日の台風十三号で、延長一、二五〇メートルが崩れるという大きな被害を受けた。早速その年度から三か年計画総工費一億五千万円で復旧工事がはじまった。

昭和二十九年五月第一期工事は完了していたものの、同年九月十三日の台風十二号、九月十八日の十四号、十月八日の十五号と連続でやってきた台風によって全面的な崩壊があり大きな打撃を受けた。

十四号台風の前ぶれとも考えられる十六日夜の高波は、池の浦防波堤の外壁及びコンクリート巻を三百ほど



新居海岸 S 29 年 12 号 台風 の 足 跡 (新 居 支 所 所 蔵)

崩れさせ、更に堤防決壊のおそれもあると、住民二百五十戸の避難ということもあつている。前年度の災害復旧第一期工事分のところはよかつたものの、未完了の個所には再度の被害であつた。

災害復旧予算は一億三千万円が認められ、十二月一日着工して、三十年度に完成した。

昭和四十年九月十日の台風二十三号は、土佐湾を北上して安芸市に上陸し、兵庫県を通過、若狭湾に抜けて行った。

土佐市にとっては台風の裏側ということもあつて被害は割合少なかったが、ただ新居海岸は高波に見舞われて、護岸堤防工事中のものが跡かたもなくなるほどに粉碎された。

昭和四十年六月、浦瀬海岸堤の根もとが波に洗われて大穴があくという事件が起つた。引続いて八月六日の台風で更に砂が洗われ、海岸堤の防波コンクリート壁が三十五メートルにわたって決壊がおこり、応急工事現場は跡かたもなくなった。

九月下旬早速全面的な災害復旧工事として一億五千万円の予算で着工した。二段構えのコンクリート堤を構築し、前部に四層の綱矢板を打ち込み、更にその前に六脚ブロック千三百個ほどを敷きつめる工事である。四十一年三月には完工し、これで一応半永久的に決壊のおそれはあるまいと言われている。

その後、新居海岸保全事業は続けられ、全域に対して昭和四十六年度から五十一年度に海岸高潮対策事業として、海岸堤の根固めが二億六百万円で実施され、災害復旧工事として五十二年三月までに根固め工事を八億の事業費で実施したために、ますます強固なものになった。

テトラポットを無数に並べた新居海岸には、今はもう昔の広い砂浜だった名残りはどこにもない。自然の力は意外に早く自然をかえていくものであり、それに立ち向う防波のための人為は、さてどれだけの力を持つものであるかはもう少し時をかけなければ証明されないだろう。

最近になってここに外洋港の建設計画が浮んだり沈んだりの形で出ているが、もしそうなれば新居海岸の姿はまるっきり違ったものになってしまうだろう。